

新型インフルエンザ等対策に関する
業務計画

令和8年10月1日

一般社団法人埼玉県トラック協会

目次

第1章 総則（第1条－第3条）

1. 計画の目的
2. 基本方針
3. 用語の定義

第2章 新型インフルエンザ等対策の実施体制（第4条－第10条）

1. 対策本部の設置及び対策本部長
2. 災害対策室
3. 構成員
4. 対策本部長等の任務
5. 情報収集及び共有体制
6. 対策本部の解散
7. 関係機関との連携

第3章 新型インフルエンザ等対策に関する事項（第11~~2~~条－第13~~5~~条）

1. 業務内容及び実施方法
2. 人員計画
3. 感染対策の検討及び実施

第4章 その他（第14条・第15条）

1. 教育及び訓練の実施
2. 計画の見直し

第1章 総則

(計画の目的)

第1条 この計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下、「特措法」という。）第9条第1項の規定に基づき、一般社団法人埼玉県トラック協会（以下、「トラック協会」という。）における新型インフルエンザ等対策の実施に資することを目的とする。

(基本方針)

第2条 トラック協会は、新型インフルエンザ等の発生時において、特措法その他の法令、埼玉県新型インフルエンザ等対策行動計画及び本計画に基づき、県民生活及び県民経済に及ぼす影響が最小となるよう、県民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、トラック協会の業務に関する新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期するものとする。

(用語の定義)

第3条 この計画において使用する用語の定義は、次の通りとする。

(1) 新型インフルエンザ等

感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症（感染症法第14条の報告に係るものに限る。）及び感染症法第6条第9項に規定する新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）をいう。

(2) 新型インフルエンザ等対策

特措法第15条第1項の規定により同項に規定する政府対策本部（以下、「政府対策本部」という。）が設置された時から第21条第1項の規定により当該政府対策本部が廃止されるまでの間において、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法及び感染症法その他の法律の規定により実施する措置という。

第2章 新型インフルエンザ等対策の実施体制

(対策本部の設置及び対策本部長)

第4条 専務理事は、埼玉県に新型インフルエンザ等対策本部（以下、「埼玉県対策本部」という。）が設置された場合は、協会会長（以下「会長」という。）へ報告し、会長を本部長、災害対策・施設運営委員会の担当副会長を副本部長とする新型インフルエンザ等に対する対応を協議するトラック協会対策本部（以下、「対策本部」という。）を設置する。

2 会長は、前項の規定に関わらず、必要があると認める場合は、対策本部の設置を指示することができる。

3 本部長、副本部長の下に災害対策室を充てる。

(災害対策室)

第5条 専務理事は、専務理事を室長、常務理事を副室長とする災害対策室を設置する。
また、埼玉県トラック総合教育センター（以下「総合教育センター」という。）には、センター所長を長とする現地指揮を置く。

- 2 副室長、センター所長は室長の指示のもと、その他災害対策室の構成員（以下「対策室員」という。）を総括し室長を補佐する。

（構成員）

第6条 対策本部の構成員は、別表第1のとおりとする。

（対策本部長等の任務）

第7条 対策本部長、対策副本部長、対策室長及び対策室員その任務は次のとおりとする。

- （1）対策本部長は、対策本部を総括する。ただし、対策本部長に事故がある場合は、対策副本部長が代行する。
- （2）対策副本部長は、対策本部長を補佐する。
- （3）対策室長は対策本部の運営を総括する。
- （4）対策室員は、対策本部、対策室の指揮の下、決定事項を実施し、その状況等の報告を徹底する。

（情報収集及び共有体制）

第8条 トラック協会は、平素から国内外の新型インフルエンザ等に変異する恐れがある感染症の対応状況や医療体制等に関する情報について、国、地方公共団体、世界保健機構から情報を入手する体制を整備し、発生時においては、その情報を早急に職員に周知する体制を確保する。

（対策本部の解散）

第9条 対策本部長は、埼玉県対策本部が廃止された場合には、対策本部を解散する

- 2 対策本部長は、第4条第2項の規定に基づき対策本部を設置した場合であって、対策本部で協議する必要があると判断した時は、対策本部を解散する。
- 3 対策本部が解散された後において、新型インフルエンザ等への対応に関し協議する必要がある場合は、正副会長会議において協議する。

（関係機関との連携）

第10条 トラック協会は、平時から新型インフルエンザ等対策に関する業務（以下「新型インフルエンザ等対策業務」という。）を実施するうえで不可欠となる埼玉県並びに関係事業者等と発生時における連携等について協議する。

第3章 新型インフルエンザ等対策に関する事項

（業務内容及び実施方法）

第11条 トラック協会は、新型インフルエンザ等対策業務として、地方公共団体から食料等の緊急物資の運送の要請があった場合は、適切に実施できる体制を確保する。

（人員計画）

第12条 トラック協会は、別表第2に定めた人員計画により新型インフルエンザ等対策業務を適切に実施する。

（感染対策の検討及び実施）

第13条 トラック協会は、職員等に対しマスク着用等咳エチケットの徹底を実施するな

ど、感染対策に努める。

- 2 感染対策に用いる備蓄、職員のり患状況報告、り患した場合の対応等について平時より努める。

第4章 その他

(教育及び訓練の実施)

第14条 トラック協会は、平素から正しい知識を習得し、職員及び関係事業者等への周知に努め、的確な新型インフルエンザ等対策業務の実施が可能となるように訓練の実施に努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する新型インフルエンザ等対策業務についての訓練へ参加するように努めるものとする。

- 2 新型インフルエンザ等対策とその他訓練について共通の措置がある場合には、必要に応じて新型インフルエンザ等対策業務についての訓練とその他訓練とを有機的に連携させるように配慮するものとする。

(計画の見直し)

第15条 トラック協会は、適時この計画の内容につき検討を加え、必要があると認める場合には変更するものとし、変更を行った場合は、軽微な変更である場合を除き、県知事に報告するとともに、その要旨の公表を行う。

- 2 前項の計画の変更に当たり、必要があると認める場合は、この計画の下で業務に従事する者等の意見を聴く機会を確保するほか広く関係者の意見を求めるよう努めるものとする。

この計画は平成26年9月1日から施行する。

この計画は令和8年10月1日から施行する。

別表第 1（第 6 条関係）

トラック協会对策本部の組織

トラック協会对策本部	
対策本部長	会長
対策副本部長	災害対策・施設運営委員会担当副会長
災害対策室長	専務理事
災害対策室員	協会職員

別表第 2（第 1 2 条関係）

新型インフルエンザ等対策業務に係る人員計画

職 種	発生段階	出勤体制	継続業務
協会職員	準備期	1 0 0 %	全ての事業を実施する
	初動期	9 0 %程度	緊急救援物資輸送・災害対策支援事業を最優先とし、交通事故防止対策事業、環境対策事業、貨物自動車運送適正化事業を優先事業として、関連する業務に取り組む
	対応期	6 0 %程度	緊急救援物資輸送・災害対策支援事業を最優先として、関連する業務に取り組む

※ 準備期を平常として比較した出勤体制を表示。